

次期「事業用自動車総合安全プラン」策定に向けて

1. 背景

目的・狙い

- 事業用自動車は、乗客の生命、顧客の財産を預かる運送のプロとして、自家用自動車以上に高度な安全性を求められることから、運転者に対する日常的な指導・教育、厳格な運行管理や車両の整備管理等により運送の安全確保を図っている。
- 政府においては、現在「**第12次交通安全基本計画**」の策定を進めているところであり、事業用自動車に係る事故の削減にも引き続き取り組んでいく。

これまでの計画

- **事業用自動車総合安全プラン2009**
策定：平成21年3月
主な目標値：平成30年までに事業用自動車の死者数250人（337人）
人身事故件数3万件(30,818件) （）は実数値
- **事業用自動車総合安全プラン2020**
策定：平成29年6月
主な目標：平成32年（令和2年）までに事業用自動車の死者数235人（257人）
人身事故件数23,100件（21,871件）
- **事業用自動車総合安全プラン2025**
策定：令和3年3月
主な目標：令和7年までに事業用自動車の死者数225人
人身事故件数16,500件

2. 次期プラン策定に係る論点①

[計画期間]

○ プラン2025策定にあたっての考え方
第11次交通安全基本計画の計画期間と連動し、R3年度～R7年度の5カ年で計画

○ 次期プラン(案)
第12次交通安全基本計画の計画期間と連動し、R8年度～12年度の5カ年で計画

[目標を設定すべき指標]

○ プラン2025の目標値

	24時間死者数 (30日以内死者数)	重傷者数	人身事故件数	飲酒 運転	乗客 死者数	個別目標
全体	225人以下 (260人以下)	2,120人以下	16,500件以下	0件	—	—
バス	10人以下	150人以下	800件以下	0件	0人	—
乗合バス	—	—	—	0件	0人	車内事故件数 85件以下
貸切バス	—	—	—	0件	0人	乗客の負傷事故件数 20件以下
タクシー	25人以下	690人以下	6,600件以下	0件	0人	出会い頭衝突事故件数 950件以下
トラック	190人以下	1,280人以下	9,100件以下	0件	—	追突事故件数 3,350件以下

○ 次期プラン(案)

分析結果を踏まえると、次期プランにおいては、プラン2025の目標に加えて、以下の観点においても数値目標を設定した上で、対策を講じていく必要があるか。

- ・トラックを軽トラック以外と軽トラックに分離し、それぞれについて目標を設定
- ・貸切バスの特徴的な事故である追突事故件数

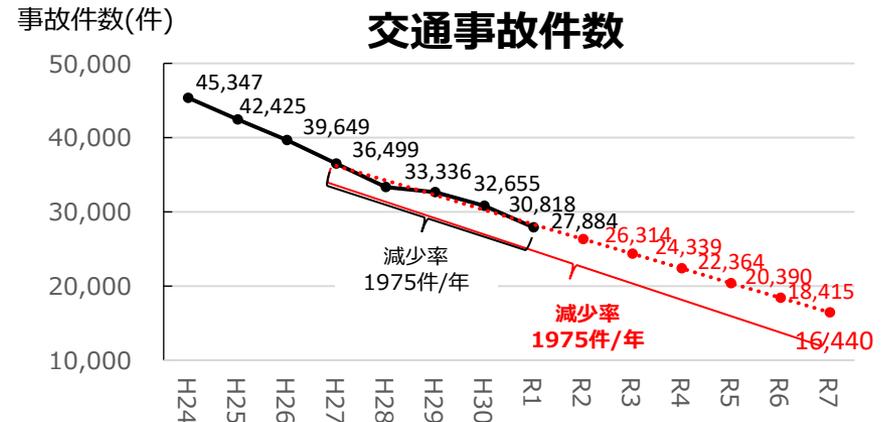
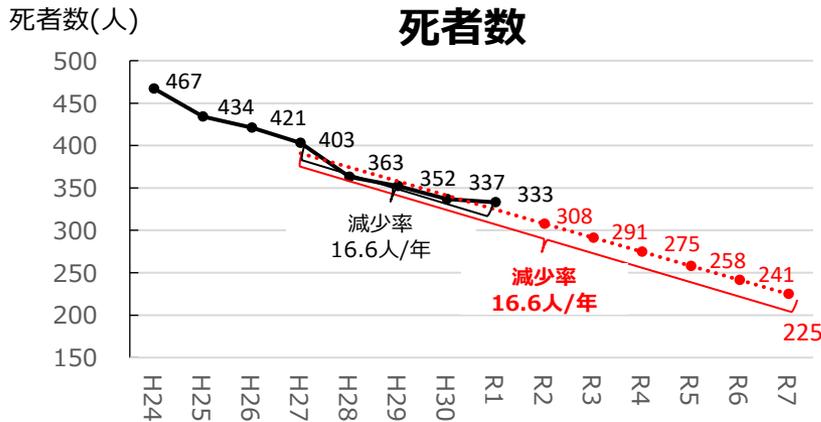
2. 次期プラン策定に係る論点②

【目標の設定方法】

プラン2025においては、以下の考えに基づき目標を設定していたところであるが、次期プランにおいては、令和6年の各種データを確認しながら、今後目標の設定方法について議論していく。

- ①直近5年間(平成27年から令和元年)の減少率(最小2乗近似)から設定
- ②モード毎の目標値を直近5年間の死者数、事故件数のモード毎の割合に設定

①全体目標値を直近5年間の減少率(最小2乗近似)から設定



②モード毎の目標値を直近5年間の死者数、事故件数のモード毎の割合から設定(一部モードにおいて補正を実施)

死者数

	H27~R1合計	目標値
計	1,786人	225人
バス	85人 (4.8%)	10人
タクシー	235人 (13.2%)	25人
トラック	1,466人 (82.1%)	190人

交通事故件数

	H27~R1合計	目標値
計	161,132件	16,500件
バス	7,516件 (4.7%)	800件
タクシー	64,549件 (40.1%)	6,600件
トラック	89,067件 (55.3%)	9,100件

2. 次期プラン策定に係る論点③

[事故を減少させるに当たっての考え方、取組]

○ 事故件数が近年増加傾向の軽トラック事業者の事故及びプラン2025の個別目標に係る事故を減少させるにあたっての考え方とそれらに対応する主な安全対策は以下のとおり。

	事故を減少させるに 当たっての考え方	プラン2025期間中における主な安全対策	
		個別モードにおける取組	複数のモードにまたがる取組
軽トラック 事業者による 事故	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な安全対策の徹底 悪質な荷主等の是正 	<ul style="list-style-type: none"> 貨物軽自動車安全管理者の選任の義務化等軽トラック事業者に対する規制を強化(R7.4) (物自局) 貨物軽自動車安全管理者講習を実施(R7.2~) (NASVA) トラック・物流Gメンによる悪質な荷主等の是正(R5.7~) (物自局) 	<p>【ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ASV、ドラレコ・デジタコ等の補助(H22~) (物自局) 衝突被害軽減ブレーキの基準の強化(R7.9) (物自局) 国交省と連携してのドライバーモニターシステム等車両基準の検討(随時) (日本自動車工業会)
飲酒運転による 事故	<ul style="list-style-type: none"> 点呼未実施等悪質事業者の排除 出庫後に飲酒運転を行わせない対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> アルコール・インターロックの補助事業(R4~) (物自局) 飲酒運転防止マニュアルの作成・周知(R6.3) (物自局) 飲酒運転に係る行政処分基準の強化(R6.10) (物自局) 飲酒運転防止対策マニュアルの改訂・周知(R6.9) (全日本トラック協会、日本バス協会) 	
乗合バスに おける車内 事故	<ul style="list-style-type: none"> 運転者による走行中の乗客の静止の徹底 走行中の乗客の静止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 車内事故防止のための啓発動画の作成・周知(R6.3) (物自局) 車内事故防止キャンペーンの実施(毎年7月) (日本バス協会) 	<p>【運行管理の高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔点呼の運用開始(R4.4~) (物自局)
貸切バスに よる乗客負 傷事故	<ul style="list-style-type: none"> 運行管理の強化 運転技能の向上 過労運転、健康起因事故防止 乗客のシートベルト装着の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な運転操作等に係る指導・監督マニュアルの改正(R5.1) (物自局) 適切な運転操作や乗客のシートベルト装着の確認の徹底等を含めた指導動画の作成(R6.3) (物自局) 点呼記録の動画保存、デジタコによる運行記録の義務化(R6.4) (物自局) 貸切バス適正化機関の巡回指導重点化(R6.7) (物自局) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の見直し(R7.4) (日本バス協会) 	<ul style="list-style-type: none"> 業務後自動点呼の運用開始(R4.12~) (物自局) 運行管理の一元化運用開始(R6.4~) (物自局) <p>【健康起因事故対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 視野障害対策マニュアルの作成・周知(R4.3) (物自局) 健康起因事故防止に係るスクリーニング検査に対する支援(R7~) (物自局)
タクシーに よる出会い 頭衝突事 故	<ul style="list-style-type: none"> 運転者の一時停止、交差点での徐行の徹底 交差点における車両接近の警報等による運転のサポートの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故抑止重点対策期間において、周知啓発活動を実施(毎年10~12月) (ハイヤー・タクシー連合会) 個人タクシーにおける総合安全プラン2025を一部改訂し各団体へ周知(R6.10) (全国個人タクシー協会) 	
トラックによる 追突事故	<ul style="list-style-type: none"> 車間距離保持の徹底 脇見・漫然運転の防止 衝突被害軽減ブレーキの搭載等による運転のサポートの推進 過労運転、健康起因事故防止 	<ul style="list-style-type: none"> 適正化事業の運用強化(R5.4) (全日本トラック協会) 	<p>【監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対して各種対策の周知や、重大事故惹起事業者、悪質事業者に対する監査を実施(地方運輸局)

2. 次期プラン策定に係る論点④

[事故を減少させるに当たっての取組の方向性]

○運行中も含めた運行管理の高度化

遠隔点呼・自動点呼、運行管理の一元化等段階的に運行管理の高度化がなされてきているところ、特に運行管理の負担が大きい小規模事業者においても運行管理の高度化を図るための方策を講じていく。

加えて、運行前後の運行管理(点呼、指導監督等)だけでなく、安全性を向上させる観点において、運行中の運行管理を普及させる方策を講じていく。

○運転者不足、運転者の高齢化を踏まえた対応

コロナ禍を経て輸送需要が回復する一方、運転者不足が深刻な状況であるとともに、年々運転者の高齢化が進んでいるところ、安全な運転寿命を長くするため、事業者における健康管理を促進する方策を講じていく。

○運転者の行動変容

各種マニュアル等の内容について運転者が実践することが重要であるところ、運転者の行動変容につながる方策を講じていく。

○先進安全技術の更なる性能向上・普及促進

衝突被害軽減ブレーキをはじめとした先進安全技術は交通事故防止に貢献しているところ、今後、先進安全技術の更なる性能向上及び普及を促進する方策を講じていく。

3. 検討の進め方案

